

議案第46号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。）、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>低開発地域工業開発促進法</u>（昭和36年法律第216号。以下「<u>低工法</u>」といふ。）、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「農工法」といふ。）、<u>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律</u>（平成4年法律第76号。以下「<u>地方拠点法</u>」といふ。）、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成4年法律第22号。以下「<u>輸入促進法</u>」といふ。）、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号。以下「<u>中心市街地法</u>」といふ。）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「<u>過疎法</u>」といふ。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）</p>

第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除)

第2条 低工法第2条第1項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区（以下「開発地区」という。）内において、低開発地域工業開発促進法施行令（昭和37年政令第36号）
第3条第1号に規定する設備（以下この条において「設備」という。）を新設し、又は増設した者に対し、次の各号に掲げる
税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。

(1) 事業税 設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして低開発地域工業開発促進法施行令第3条第1号の額の計算に関する省令（昭和37年自治省令第12号）の規定により計算した額に対して課する額

(2) 不動産取得税 設備である家屋及びその敷地である土地の取得（低工法第2条第1項の規定による開発地区的指定の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取

得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする
当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得
に限る。) に対して課する額

(農村地域工業等導入地区における県税の課税免除)

第2条 略

(過疎地域における県税の課税免除)

第3条 略

(農村地域工業等導入地区における県税の課税免除)

第3条 略

(過疎地域における県税の課税免除)

第4条 略

第5条 削除

(地方拠点都市地域の拠点地区における不動産取得税の不均一課
税)

第6条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する
法律(平成11年法律第87号。以下「分権法」という。)第452条
の規定による改正前の地方拠点法(以下「旧地方拠点法」とい
う。)第8条第1項に規定する承認基本計画(以下「承認基本
計画」という。)に係る拠点地区(以下「承認拠点地区」とい

う。) 内において、当該承認基本計画に係る旧地方拠点法第6条第6項の規定による承認の日（以下「承認日」という。）から起算して5年（当該期間内に承認拠点地区に該当しないこととなった地区については、当該承認日からその該当しないこととなる日までの期間）内に、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第12条及び第36条の地方公共団体等を定める省令（平成5年自治省令第20号。以下「地方拠点法省令」という。）第3条第1項に規定する教養文化施設等（以下「教養文化施設等」という。）を設置した者に対しては、当該教養文化施設等の用に供する家屋（当該教養文化施設等の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舎又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものと除く。）又はその敷地である土地の取得（承認日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下この条において同じ。）に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県

条例第10号。以下「県税条例」という。) 第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

2 地方拠点法第34条に規定する認定計画に係る地方拠点法第33条第1項の規定による認定の日(以下「認定日」という。)から起算して5年(当該期間内に承認基本計画に係る地方拠点法第6条第3項の拠点地区(以下「業務拠点地区」という。)に該当しないこととなった地区については、当該認定日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、当該認定計画に従つて地方拠点法第33条第1項に規定する過度集積地域内にある地方拠点法第2条第3項に規定する産業業務施設(以下「産業業務施設」という。)を業務拠点地区に移転した地方拠点法第34条に規定する認定事業者に対しては、当該移転により当該業務拠点地区内において設置した産業業務施設で地方拠点法省令第2条に規定するものの用に供する家屋(当該産業業務施設の用に供する部分に限る。)又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税)

第7条 輸入促進法第5条第1項に規定する地域輸入促進計画

(分権法第344条の規定による改正前の輸入促進法第5条第8項
の規定による承認を受けたものに限る。) に係る同条第10項の
規定による公表の日 (以下この条において「公表日」という。)
から5年を経過する日までの期間内に、輸入の促進及び対内投
資事業の円滑化に関する臨時措置法第15条の地方税の不均一課
税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 (平成7年自治
省令第32号) 第2条第1項に規定する施設 (以下「輸入促進施
設」という。) を設置した者に対しては、当該輸入促進施設の
用に供する家屋 (当該輸入促進施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舎又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。) 又はその敷地である土地の取得 (公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にか

(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)

第4条 中心市街地法第6条第1項に規定する基本計画に係る同条第6項に規定する公表の日（その日が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号。以下「中心市街地法省令」という。）第3条に規定する期間内であるものに限る。以下この条において「公表日」という。）から起算して3年内に、中心市街地法省令第2条第1項に規定する商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者に対しては、当該商業基盤施設の用に供する家屋（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舎又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものと除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建

かわらず、100分の0.4とする。

(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)

第8条 中心市街地法第6条第1項に規定する基本計画に係る同条第6項に規定する公表の日（その日が平成14年3月31日前であるものに限る。以下この条において「公表日」という。）から起算して3年内に、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号）第2条第1項に規定する商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者に対しては、当該商業基盤施設の用に供する家屋（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舎又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものと除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）

設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第5条 対象事業の用に供する一の設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が2,500万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（前3条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

2 略

に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第8条の2 対象事業の用に供する一の設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が2,500万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（第2条から前条までの規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

2 略

(課税免除の届出等)

第6条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、第2条に規定する設備若しくは特別償却設備（以下この条において「対象設備」という。）又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日から30日以内に、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 第3条第2項の規定により事業税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該課税を受けないこととなる年度の初日の属する年の3月15日までに知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

3 略

(不均一課税の適用の申請)

第7条 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けるとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、

(課税免除の届出等)

第9条 第2条、第3条又は第4条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、第2条若しくは第3条に規定する設備若しくは特別償却設備（以下この条において「対象設備」という。）又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日から30日以内に、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 第4条第2項の規定により事業税の課税を受けないこととなる者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、当該課税を受けないこととなる年度の初日の属する年の3月15日までに知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

3 略

(不均一課税の適用の申請)

第10条 第6条から第8条の2までの規定により不均一課税の適用を受けるとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分

当該各号に定める日から30日以内に、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 第4条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供することとなった日

(2) 第5条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 略

(2) 第4条及び第5条に規定する家屋（以下この項において「対象家屋」という。）又はその敷地である土地（以下この項において「対象土地」という。）の所在地

(3)～(5) 略

3 略

に応じ、当該各号に定める日から30日以内に、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 第6条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を教養文化施設等又は産業業務施設の用に供することとなった日

(2) 第7条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を輸入促進施設の用に供することとなった日

(3) 第8条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供することとなった日

(4) 第8条の2の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 略

(2) 第6条から第8条の2までに規定する家屋（以下この項において「対象家屋」という。）又はその敷地である土地（以下この項において「対象土地」という。）の所在地

(3)～(5) 略

3 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第8条 正当な理由がなく、第6条第1項若しくは第2項の届出
若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他
不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当
な理由がなく第6条第3項若しくは前条第3項の調査を拒み、
若しくは妨げた者に対しては、第2条及び第3条の課税免除又
は第4条及び第5条の不均一課税の規定は、適用しないものと
する。

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第9条 第2条から第4条までの規定が互いに競合する場合には、
これらの規定のうち第6条又は第7条の規定により届出又は申
請をする者が選択する1条の規定を適用する。

(委任)

第10条 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第11条 正当な理由がなく、第9条第1項若しくは第2項の届出
若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他
不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当
な理由がなく第9条第3項若しくは前条第3項の調査を拒み、
若しくは妨げた者に対しては、第2条から第4条までの課税免
除又は第6条から第8条の2までの不均一課税の規定は、適用
しないものとする。

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第12条 第2条から第8条までの規定が互いに競合する場合には、
これらの規定のうち第9条又は第10条の規定により届出又は申
請をする者が選択する1条の規定を適用する。

(委任)

第13条 略

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）第2条第1項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区内において、低開発地域工業開発促進法施行令（昭和37年政令第36号）第3条第1号に規定する設備を新設し、又は増設した者に係る県税の課税免除については、改正前の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。